

【件名】 フランス東部の一部都市における夜間外出禁止の決定（その２）

●フランス東部の一部都市において夜間外出禁止令が発出されています。夜間外出の対象理由に当たらない外出をした場合には、罰則の対象となります。滞在都市の最新状況をご確認ください。

●当館ホームページ内に新型コロナウイルスに関する情報をまとめたページを掲載しておりますのでご参照ください。

https://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/info_covid19.html

１ フランス東部の一部都市において夜間外出禁止令が発出されています。在ストラスブール日本国大使館管轄の都市のうち、現時点で当館が把握する夜間外出禁止令を発出しているのは以下の都市です。（◎が追加都市。）

ムルト・エ・モーゼル県（５４）：

◎NANCY 市（市条例で、２７日から、２２時～５時）

<https://www.nancy.fr/a-la-une-109/covid-19-couvre-feu-a-nancy-des-vendredi-27-mars-17370.html?cHash=2ac973941962c910ba790e5a9aee895c>

※夜間外出禁止以外では、ナンシー市長が昼間時間帯でも公共空間において１０歳以上の市民、２人以上の集会を禁止した。

※同市長が決定した昼間時間帯集会禁止及び夜間外出禁止については、仏政府が決定した国内での移動制限の終了に合わせて、終了する予定。

モーゼル県（５７）：

◎GUENANGE 市（市条例で、３月２４日から３１日までの期間、２２時～５時）

https://www.guenange.fr/document/document_1585060127.pdf

バ＝ラン県（６７）：

OBERNAI 市（市条例で、３月２３日から３１日までの期間、２２時～５時）

https://www.obernai.fr/fr/Actus/Instauration_d_un_couvre-feu_a_Obernai-00456

https://www.obernai.fr/dynamic/pdf/actualite_pdf/2020/arrete_2020_037_interdiction_de_circulation.pdf

オ＝ラン県（６８）：

MULHOUSE 市（県条例で、3月22日から31日までの期間、21時～6時）

<http://www.haut-rhin.gouv.fr/Actualites/Espace-presse/Communique-2020/Couvre-feu-a-Mulhouse-de-21h00-a-06h00>

[www.haut-](http://www.haut-rhin.gouv.fr/content/download/30062/185109/file/RAA%20n%C2%20du%2022%20mars%202020.pdf)

[rhin.gouv.fr/content/download/30062/185109/file/RAA%20n%C2%20du%2022%20mars%202020.pdf](http://www.haut-rhin.gouv.fr/content/download/30062/185109/file/RAA%20n%C2%20du%2022%20mars%202020.pdf)

SAINTE MARIE AUX MINES 市（3月24日から、22時～5時）

※現時点では、何日までか不明。

※現時点では、公式 HP で夜間外出禁止に関する情報が掲載されていないが、同市フェイスブックで DNA 紙への記事のリンクが掲載。

<https://www.facebook.com/SainteMarieauxMines/>

[https://www.dna.fr/encadres/2020/03/23/couvre-feu-des-ce-mardi-soir-a-sainte-marie-aux-](https://www.dna.fr/encadres/2020/03/23/couvre-feu-des-ce-mardi-soir-a-sainte-marie-aux-mines?fbclid=IwAR2X7V17Ej7wumweyoI9mt1HMSNS4LExkaXaWBDhc6pHsbRFJ4cH1oaSQLA)

[mines?fbclid=IwAR2X7V17Ej7wumweyoI9mt1HMSNS4LExkaXaWBDhc6pHsbRFJ4cH1oaSQLA](https://www.dna.fr/encadres/2020/03/23/couvre-feu-des-ce-mardi-soir-a-sainte-marie-aux-mines?fbclid=IwAR2X7V17Ej7wumweyoI9mt1HMSNS4LExkaXaWBDhc6pHsbRFJ4cH1oaSQLA)

◎BRUNSTATT—DIDENHEIM 市（市条例で、3月24日から、21時～6時）

<https://www.brunstatt-didenheim.fr/img/agenda/176/files/arrete-couvre-feu.pdf>

※現時点では、何日までか不明。

◎ZILLISHEIM 市（市条例で、3月24日から、21時～6時）

www.zillisheim.fr/UPLOAD/Flash/2020FL186_43_arrete_couvre_feu.PDF

※市条例の作成日が25日で、同市条例で夜間外出禁止の開始日時が3月24日の21時からとされています。

ジュラ県（39）:

SAINT-CLAUDE 市（市条例で、3月24日から3月31日までの期間、21時～5時）

<https://www.saint-claude.fr/2020/03/24/instauration-dun-couvre-feu-sur-la-ville-de-saint-claude/>

<https://www.saint-claude.fr/wp-content/uploads/2020/03/ARRETE-COUVRE-FEU.pdf>

ドウ県（２５）：

BESANCON 市 Planoise 地区（県条例で、３月１２日から５月４日までの期間、２１時～、１６歳未満の未成年者のみが外出禁止の対象。どちらか一方の親が同伴する未成年者は対象外。）

<http://www.doubs.gouv.fr/Publications/Salle-de-Presses/Communique-de-presse/Annee-2020/CP-Securite-Couvre-feu-a-21h-pour-les-moins-de-16-ans-dans-le-quartier-de-Planoise-a-Besancon>

※コロナウィルスとの関係ではなく、治安問題対策としての外出禁止となります。

２ 夜間外出禁止の除外とされるのは、医療従事者や健康上の理由など特別なケースのみとされています。夜間外出の対象理由に当たらない外出をした場合には、罰則の対象となりますので、十分注意してください。また、夜間外出禁止令については、各都市により対応が若干異なりますので、対象都市に滞在している方は滞在中の市役所及び県庁のホームページをご確認願います。

３ 今後も各都市独自の判断で夜間外出禁止令を実施する都市が増える可能性があります。それぞれの滞在都市の最新状況を随時ご確認ください。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：０３－８８５２－８５００

（フランス国外からは（＋３３）３－８８５２－８５００）

メール：consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp（領事班専用）

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

（了）